

論 文

清代モンゴルの「会盟に下した命令書」

(*čiyulyan-du bayulyaysan jarliy-un bičig*)

— 作成の経緯を中心に —

Imperial Decrees proclaimed to Assemblies of Mongolian Princes:

Focusing on the procedures of compilation

王 長青

(東京外国語大学大学院総合国際学研究院特別研究員)

WANG Changqing

(Institute of Global Studies, Tokyo University of Foreign Studies)

キーワード: 清朝、モンゴル、命令書

Keywords: Qing Dynasty, Mongols, Decrees Against Assemblies of Mongolian Princes

目 次

はじめに

1. 清朝政府がモンゴルに公布した「命令書」

2. 「命令書」作成の経緯および内容の決定

3. 「命令書」本文の作成と引き渡し

おわりに

はじめに

清朝は支配下のモンゴル人有力者を定期的に特定の場所に集め、案件を審理したり、法規を公布したりしていた。この政治的な大集会をモンゴル語で*čiyulyan*、マンジュ語で*culgan*、漢語で会盟といった。会盟を行うたびに皇帝から大臣が派遣され、皇帝の命令を会盟に集まったモンゴル人貴族たちに公布していた。この皇帝の命令はモンゴル語で*čiyulyan-du bayulyaysan jarliy-un bičig*とよばれ、本文はマンジュ語・モンゴル語で併記されていた。日本語で「会盟に下した命令書」と訳すことができる(以降「命令書」とする)。従来、この命令書はいかなる経緯で作成され、さらにはいかなる内容が書かれていたかまったく知られてこなかった。幸い近年出版された*Čing ulus-un dotoyadu narin bičig-ün yamun-u mongyol dangsa ebkemel-ün emkidkel*(清内秘書院蒙古文档案汇编)(以降モンゴル文『内

秘書院檔』とする)、 Dayičing gürün-ü dotoyadu yamun-u mongγul bičig-ün ger-ün dangsa (清内閣蒙古堂檔) (以降『蒙古堂檔』とする)、 Daiyčing gürün-ü ekin-ü üy-e-yin γadayadu mongγol-un törö-yi Jasaqu yabudal-un yamun-u manju mongγol ayiladqal-un debter-üd (清朝前期理藩院滿蒙文題本) (以降『理藩院題本』とする) といった史料集に多数の命令書に関わる内容が含まれている。そこには、皇帝の意思のみならず、新しい法規の制定や旧法規への修正・改定などの多岐に渡る内容が含まれている。清代モンゴル法のみならず、清朝の対モンゴル政策を知る上でも貴重な史料であると思われる。

本稿においては、上記3史料集から命令書に関わる内容をまとめ、短い説明を加えた上で、命令書作成の経緯を中心に分析を行う。具体的には命令書の内容の決定からモンゴルへの公布までの流れを明らかにする。一方、命令書中の内容については、別紙にて紹介することを予定しているため本稿では省略する。

1. 清朝政府がモンゴルに公布した「命令書」

清朝の「蒙古例」には「3年に一度会盟を行う」といった規定はあるが、この規定が制定された正確な時期は不明のまま残されている。『清実録』の康熙49年、夏四月、丙申朔巳、乙巳(1710.4.30)¹の条に「都統蘇滿等以差往蒙古会盟訓旨上曰会盟之事肇自太宗文皇帝三年一此遣大臣会盟朕遵行以久」と書かれていることから、この制度は太宗年代(1636 - 1643)に定められたように思われる。一方、崇徳2年7月16日(1637.9.4)に出された皇帝の命令では「外藩モンゴルのザサグの王ら、ノヤンらに(知らせることには)、会盟(yeke törö čiyulyan)を行い、案件審理の大臣を派遣する時には、玉璽の押された命令書(jarliγ-un joo bičig)を持参させる」²と規定され、会盟の実施に当たり、中央政府から派遣される大臣の参加と「命令書」の公布は義務とされた。他方で、『欽定大清会典事例』の「983卷・会盟」の乾隆16年(1751)の規定「停止特派大臣會盟仍令各割薩克等於各該盟内會集辦理將所辦事件報院查核」から命令書公布・大臣参加の会盟制度が乾隆16年に停止されたと判断される。もし、命令書公布と大臣の参加を伴う会盟が1637年から始まったとすれば、中止される1751年までに40回ほどの会盟実施があったと推測される³。しかし、筆者が実際に確認できた命令書は15年分の計28通であり、いずれも順治4年から康熙49年の間に公布されたものだった。それを年代順に示すと以下の表1ようになる(番号は筆者によるものであり、命令書が『清実録』に収められたかどうか、また関係する情報が書かれているかどうかを同時に示した。)

¹ ()内は西暦の年・月・日。以降も同じ。

² モンゴル文『内秘書院檔』、第1巻、p. 181。

³ 『清実録』(康熙本・乾隆本)から確認できる会盟を行った年代は、崇徳元年、崇徳2、5年、康熙元年、康熙3、5、7、9、15、17、37、41、45、49年の計14回である。

表1

番号	出典	タイトルの有無	「命令書」に書かれた日付	『清実録』での収録の有無	会盟に参加した旗数 (『清実録』により)	作成経緯記述の有無
1	モンゴル文『内秘書院檔』、第3巻、p. 316	なし	順治9年5月29日 (1652.7.4)	順治9年2月15日 (1652.3.24)	なし	なし
2	同上、第4巻、pp. 189-190	čiyulγan-du abču odoyšan bičig	順治12年7月17日 (1655.8.18)	なし	なし	なし
3	同上、p. 192	čiyulγan-du ilegegsen bičig	順治12年10月7日 (1655.11.4)	なし	なし	なし
4	同上、第5巻、pp. 221-223	čulgan-du ilegegsen bičig	順治14年4月9日 (1657.5.21)	順治14年4月9日 (1657.5.21)	なし	なし
5	同上、第5巻、pp. 244-246	なし	順治14年8月1日 (1657.9.8)	順治14年4月9日 (1657.5.21)	なし	なし
6	『理藩院題本』、第1巻、pp. 236-237	なし	順治17年3月19日 (1660.4.28)	なし	なし	なし
7	モンゴル文『内秘書院檔』、第6巻、pp. 56-59、まったく同じもの2通	なし	一つは順治17年3月、二つ目は同年7月16日 (1660.8.21)	なし	なし	なし
8	同上、第6巻、pp. 81-82	čiyulγan-du bayulyγaysan jarliy-un bičig	康熙元年3月14日 (1662.5.1)	なし	内モンゴル 47旗、大臣 2名 (康熙元年2月1日 (1662.3.20) の条より)	なし
9	同上、pp. 242-243	なし	康熙3年4月19日 (1664.5.14)	なし	内モンゴル 47旗、大臣2名 (康熙3年4月7日 (1664.5.2) の条より)	なし
10	同上、第7巻、pp. 63-67	なし	康熙5年4月5日 (1666.5.8)	なし	内モンゴル 47旗、大臣 2名 (康熙5年2月29日 (1666.4.3) の条より)	あり (モンゴル語)
11	同上、pp. 271-281	čiyulγan-du ilegegsen bičig	康熙9年3月5日 (1670.4.24)	なし	内モンゴル 49旗、大臣 2名 (康熙9年4月9日 (1670.5.27))	あり (モンゴル語)
12	『蒙古堂檔』、第1巻、pp. 111-115	なし	康熙12年3月20日 (1673.5.6)		なし	あり (モンゴル語)
13	同上、pp. 388-393	čiyulγan-du bayulyγaysan jarliy-un bičig	康熙15年4月? (日の部分が欠けている)	なし	内モンゴル 49旗、大臣 2名 (康熙15年4月21日 (1676.6.2) の条より)	あり (モンゴル語)
14	同上、pp. 522-554、モンゴル語文書2通 (内容はまったく同じ)	なし	康熙17年4月20日 (1678.6.8)	なし	内モンゴル 49旗、大臣 2名 (康熙17年閏3月25日 (1678.5.15))	あり (モンゴル語)

番号	出典	タイトルの有無	「命令書」に書かれた日付	『清実録』での収録の有無	会盟に参加した旗数（『清実録』により）	作成経緯記述の有無
15	同上、第17巻、pp. 2-8、満蒙文書各1通	culagan de wasimbure hesei bithe	康熙37年4月17日 (1698.5.26)	なし	内モンゴル 49旗、ハルハ、内モンゴルに2名、ハルハに3名。(康熙37年3月3日(1698.4.13))	あり (マンジュ語)
16	同上、pp. 11-15、満蒙文書各1通	dehi uyun gusai culgan de wasimbure hesei bithe	康熙41年4月20日 (1702.5.16)	なし		あり (マンジュ語)
17	同上、pp. 15-20、満蒙文書各1通	Kalkai gusai culgan de wasimbure hesei bithe	康熙41年4月20日 (1702.5.16)	なし		あり (マンジュ語)
18	同上、pp. 21-26、満蒙文書各1通	culagan de wasimbure hesei bithe	康熙45年4月22日 (1706.6.2)	なし	内モンゴル50ザサグ、八旗チャハル、(ハルハ地域には会盟なし)、大臣3名(康熙45年3月4日(1706.4.16))	あり (マンジュ語)
19	同上、pp. 28-32、満蒙文書各1通	susai gusai culgan de wasimbure hesei bithe	康熙49年(3月23日頃) (1710.4.21)	なし	内モンゴル49旗、ハルハ左翼、ハルハ右翼、大臣計12名(康熙49年3月12日(1710.4.10)の条より)	あり (マンジュ語)
20	同上、pp. 32-39、満蒙文書各1通	Kalkai gusai culgan de wasimbure hesei bithe	康熙49年(3月23日頃) (1710.4.21)	なし	同上	あり (マンジュ語)

この表1のいくつかの点について説明したい。

- A. 「タイトルの有無」に関して、ここでタイトルとして扱っている *čiγulyan-du bayulyaysan jarliγ-un bičig* = 「会盟に下した命令書」は実際に完成された命令書本文に書かれた内容ではなく、内閣蒙古堂が檔案を保存する際に便宜上付け加えたものである。なお、これにより該当文書は「命令書」であることが簡単に判断できる。しかし、表1で示しているようにすべての「命令書」にタイトルが付けられた訳ではない。
- B. タイトルのないものをいかなる理由で「命令書」と判断したかについて説明しなければならない。その理由は以下の通りである。
- ① 「命令書」1に関し、順治9年に会盟が実施されたかどうかについて『清実録』や『蒙古堂檔』には関係する記録がない。しかし、『満蒙文題本』の順治10年のいくつかの文書にその前年である辰の年 = *muduri aniya culgan* に会盟を行ったことが書かれている⁴。また、文書1の書式や内容は「命令書」のそれとまったく一致する。従って、文書1は会盟に下した命令書であるに違いない。

⁴ 例えば、『理藩院題本』、第1巻、p. 8。

- ② 文書5については、時間情報を除けば文書4とまったく同じ内容であるため、さらなる説明は要しない。
- ③ 文書6と文書7は2通とも『清実録』に収録されていない。出典は異なるが内容はほぼ同じである。文書6に順治17年の会盟が3か所で実施され、各所に1通の命令書を持参したことが書かれている。これは、文書7の文末に注として書かれている Jarliγ-un bičig γurba (命令書は3通) と全く一致する。両文書を比較してみると文書6が草稿で、文書7は本文の写しであると判断される。
- ④ 文書9については、モンゴル文『内秘書院檔』の文書は年代別に保存され、場合によっては、年代表記ページに該当年代に含まれる文書のリストが書かれている。康熙3年の年代表記ページに čiyulγan-du ilegegsen bičig egün-dür bui (会盟に送った命令書がここにあり)⁵と書かれている。また、その書式と内容がほかの「命令書」と完全に一致するので、文書9はやはり命令書であるに違いない。
- ⑤ 文書10、12、14については、上記の表からも明らかであるように、康熙5年から命令書の作成された経緯が本文の写しに書かれているため、これら3通の文書が命令書であることに疑いの余地がない。
- C. また、上記の表から会盟が行われた年代は非常に不規則であることが確認される。すでに述べたように、清朝の法律では「三年に一度会盟を行う」と決められているが、実際にはそうではない場合も見られる⁶。しかし、清朝の支配者たちはこれを知りながらなぜ基本法たる法典中の規定を変更しようとしなかったのか、その理由は不明のままである。
- D. 康熙年代の文書には、命令書がモンゴル語、マンジュ語の両言語で書かれたことが示されているが、順治年代の文書に書かれていない。しかし、『清実録』の順治9年3月7日 (1652.4.14) の条に「命滿漢冊書詔敕兼書滿漢字外藩蒙古冊書詔敕兼書滿洲蒙古字著为令」と書かれていることから、本稿で扱う28通の命令書のすべてが滿蒙併記で作成されたかと判断される。残念ながら、順治時代に書かれたマンジュ語の文書はほとんど発見されていない。
- E. 康熙5年から命令書作成の経緯を明記した文書が書かれるようになり、年代が下るほど詳しく書かれている。
- F. 上記「命令書」のうち順治14年の命令書が、漢語版『清実録』には次のように記されている。

史料 1

辛巳，諭外藩王、貝勒、貝子、公等曰，爾等今勿以喀爾喀、厄魯 [特/得] 歸降，遂弛武備。宜遵定例，春秋二次查驗器械，照常習射。至盜賊竊發，皆該管之人懈弛所致。各紮薩克王、貝勒、貝子、公等下各有固山額真、梅勒章京、甲喇章京、牛錄章京、十家長，若嚴禁查處，盜賊何由而起。此後，宜嚴行誠

⁵ モンゴル文『内秘書院檔』、第6巻、pp. 233-235。

⁶ 管見の限り、清朝時代のモンゴル社会の実態と清朝の法律の規定とズレに最初に注目し、議論を行ったのは二木の「清代ハルハ・モンゴルの平民・奴隸の諸義務 (Alba) について」(1982)、同「ホショウ内における平民の貢租・賦役負担—清代ハルハ・モンゴルの場合—」(1984) であり、それ以降の日本の清代モンゴルの研究に大きな影響を与えている。

飭，勿致懈怠。[又蒙古台吉，俱分別等級，優免人丁。其余人丁，[三/二]丁之内，派甲壹副。乃披甲人等以其身非台吉屬人，遂行藐視。不知各台吉皆率領本國來歸，乃有功之人，其令優免人丁者，一則分別貴賤，一則恐披甲之人出兵，則台吉無人以供使令。自今以後，披甲藐視本主，即于札薩克王、貝勒等處告理，查其虛實治罪。]至編審人丁，勿得欺隱。如有舉首欺隱者，即于審丁之年具告。倘遲至二三年具告，則不及比之幼丁，必已長成。雖告不准。

この史料1についていくつかの研究がある。まず、[]内の内容を田山（1954, p. 170）は具体的にに取り上げて、従来は王族の属下であった披甲は、属下であったにもかかわらず箭丁との身分関係は異なるものとして認識していたことを説明した。それに対して岡（2007, p. 127）は下線部分を取り上げて清朝は「平時におけるタイジと披甲の統属関係の存在を否定していない」と指摘している。一方、[]や下線以外の内容はまったく研究されていない。また、『清実録』からこの内容は会盟で公布した命令書なのかどうか確認できない。

- G. 『清実録』に収録された関係記事とそれに対応する文書1、文書4、文書5は日付を除いては異同が認められない。
- H. Dalizhabu (2011) は、モンゴル文『内秘書院檔』にある順治年代の命令書を参考にして、当時モンゴルの会盟が2段階で実施されていたことを指摘した。
- I. 康熙37年に公布された「命令書」の冒頭には、「外藩の王、ノヤンら、ホショー・タイジ、公らに下した」(γaday-a-du muji-yin vang, noyad, qosiyun-u tayiji, gūng-ūd-tür bayulyaba) と書かれ、49旗やハルハが区別されていない。ハルハに設置すべき哨所の場所が協議のポイントになっていることから、また「命令書」の作成経緯の文章に49旗やハルハを分けて別々に作成した様子が見られないことから、49旗とハルハにまったく同様の「命令書」が公布されたと判断される。
- J. 康熙37年からマンジュ語とモンゴル語で各1通作成されたが、内容はまったく同じで、モンゴル文は、マンジュ文の翻訳である。
- K. 順治年代においては、モンゴルの会盟が2段階にわけて実施されていたため、命令書も2段階にわけて作成されていた。しかし、同年に作成された命令書の内容に異同は認められない。
- L. 命令書本文は収録されていないが、会盟の実施、参加した旗の数が『清実録』に収録されていることがあり、そこに記された情報が本稿で紹介する命令書の内容と異なる場合が見られる。たとえば、文書18に dehi uyun gūsai jasak sede (49旗のザサグラ) と書かれているのに対して、『清実録』には50旗の会盟と書かれている。また、文書19に50旗の会盟と書かれているのに対して『清実録』では49旗の会盟と書かれている。50旗とは何を指しているか不明だが、両史料ともに同じ表現があったことから見れば、内モンゴルに50旗が設置されていた時期があったと判断される。また、康熙37年の会盟について『清実録』には49旗の会盟が実施されたと書かれているが、そこで公布された「命令書」の作成経緯の記述文には、オルドスの6旗が康熙37年ではなくその翌年の康熙38年に会盟を行ったことが書かれている。他方、『清実録』にみられる関係記事の重要さを無視することはできない。具体的に言えば、康熙45年の「命令書」にはハルハで会盟が実施されたかどうかについての内容が見られないのに対し、『清実録』はハルハで同年に会盟が実施されなかったことを伝えている。康熙49年のハルハに下した「命令書」に elhe taifin

i dehi emuci aniya se de isinaha taiji sebe baicame gaihaci ebsi ilgame gaire unde bihe (康熙41年に法定年齢に達したタイジを確認し、登録して以来、未登録のままである)と書かれていることから、康熙45年にハルハで会盟が実施されなかったことは確実に、『清実録』の記録が正確であることが確認される。また、『清実録』の康熙49年の記載からハルハの会盟は清朝に服属される以前と同様左翼と右翼を単位に行われていたことが分かる。

- M. 康熙3年の命令書を王 (2011) で具体的に取り上げて、『蒙古律例』中の規定「蒙古王等以下民人以上相互争訟者雍正元年以後者准審理以前不准審理」を再検討した。そして、「争訟者」とは王および平民などを指しているという従来の研究を否定し、王以下平民以上の人の奪い争っている対象は「争訟者」であることを立証した。さらに、『蒙古律例』の漢語版とモンゴル語版の表記に食い違いの見られる点を指摘した。

2. 「命令書」作成の経緯および内容の決定

命令書の作成について『会典事例』「会盟」には順治9年の条に「会盟勅書、由内閣撰給」⁷と書かれている。順治9年から内閣が命令書を作成するようになったと判断される。しかし、この漢語の「撰給」というのは紙に書いて、相手に渡すという意味を表すのみで、内閣が命令書の内容を検討したり、決めたりすることを意味しない。さらに、この規定から命令書がどのような手順によって作成されたのかは不明である。そのため、まずこの問題について検討したいと思う。

命令書の内容の決定について、順治17年3月19日 (1660.4.28) に上奏された『理藩院題本』には下のようにかかっている。

史料2

マンジュ語テキスト

dorolon i jurgan i hashū ergi ashan i amban emu jergi nonggiha bime, tulergi golo be dasara yamun i baita aisilame icihiyara amban Sidari sei gingguleme wesimburengge. culgan de hesei bithe gamara jalin. daci culgan tucimbihe de, hesei bithe arafi, culgan isaha bade, hesei bithe hūlame selgiyembihe. te ere genere culgan de selgiyeki serengge, Kalka, Ūlut be dahafi, doro acaha seme, coohai agūra be heoledeme dasarakū ojurakū. kemuni neneme toktoho songkoi niyengniyeri, bolori juwe jergi coohai ahūra be tuwame, an i gabtabu. te tulergi goloi monggo de, hūlha holo yendehebi sere. ere gemu kadalara ursei sula heolen de kai. meni meni jasak i wang, beile, beise, gung se, jai fejergi de oci, teisu teisu kadalara gūsai ejen, meiren i janggin, jalan i janggin, nirui janggin, juwan booi da bikai. ciralame fafulafi, hūlha be baicame isebure ohode, ai de hūlha holo yendemi seme, ere songkoi culgan isaha geren de selgiyeki sembi. hese wasinjiha manggi. ilan bade culgan isara be dahame, ilan hesei bithe ara seme dorgi yamun de afabureo. amban meni cisui gamara ba waka ofi gingguleme wesimbuhe. hese be baimbi.

⁷ 和訳すると「会盟の勅書は内閣が書き、(理藩院に) 渡す」になる。一方、乾隆朝抄本『理藩院則例』录勅清吏司下「会盟」の順治9年の条に「会盟勅書由内閣撰書」と書かれ、『会典事例』の「給」は「書」となっているが、趣旨は同じである。

ijishūn dasan i juwan nadanci aniya ilan biyai juwan uyun.⁸

和訳

礼部左侍郎加一級、協辦理藩院事務大臣 Sidari らが謹んで上奏することは、会盟に命令書を持っていく件である。昔から会盟に行く時、命令書を作成して、(それを)会盟をおこなう場所で、命令書を読んで公布するのが常例である。現在、この会盟で公布するのは(以下の通りの内容である。)[「ハルハ、オイラトが(我が国に)帰順したとはいえ、武器の点検修理をおこたってはいけない。また以前の定めた通り、春や秋の二回にわたって兵器点検を行い、(兵士たちを)訓練せよ。現在、外藩のモンゴルに窃盗事件が増え続けているらしい。この原因は、管理を担う役人たちの管理不十分にある。各々ザサグの王、ペイレ、ペイセ、公たち、また、その下には、各々管理の固山額真、梅勒章京、甲喇章京、牛录章京、十戸長などがいるのだ。厳しく禁止し、窃盗事件を取り調べて制裁するなら、なぜ窃盗が増えるか」と(いう内容を)会盟に集めた皆に公布することを協議した。さらに、3か所で会盟を行うので、内閣に命令を下して3通の命令書を作成してくださるように(お願いする)。最終的には皇帝が決めるべきと、謹んで上奏した。命令を奏請する。順治17年3月19日。

この史料からまず、会盟で命令書を公布することは常例であったことが確認される。次に、命令書の内容を理藩院の大臣たちが協議して、原案を決定するのが原則であったことが分かる。第3に、命令書の本文を理藩院ではなく、内閣によって作成させるのが原則であったことが分かる。作成されるに当たって、理藩院と内閣の直接のやり取りは見られない。第4に、命令書の作成部数は会盟実施の場所数と一致していたことが確認できる。

3. 「命令書」本文の作成と引き渡し

命令書の内容が皇帝に許可されると、本文を作成する段階に入る⁹。順治17年の命令書が内閣によっていかに作成されたかについての史料は残されてない。しかし、すでに述べたように康熙5年以降の命令書の作成された経緯について『蒙古堂檔』に詳しい記述がある。そのうち最も詳細なのは康熙37年のものであり、それには以下のような内容が書かれている。

⁸ 『理藩院題本』第1巻、pp. 236-237。この史料に関して、乌云毕力格、宋瞳(2011)の転写と漢語訳、Erkimtū(2013, p. 202)のモンゴル語訳がある。両者の翻訳には参考にする価値があるものの、単純なミスも見られる。具体的に言えば、史料中の *kalka, ūlut be dahafi, doro acaha seme, coohai ahūra be heoledeme dasarakū oiorakū*。という文章を前者は「因喀尔喀附会厄鲁特，欲统一政令，整修兵器，不可怠慢」と翻訳し、後者は *Qalq-a Ögeled-i dayaju törö yosobar uçarayultuyai kemen, çerig-ün jer jebseg-iyen qurdulan jasaqu ügei ülü bolumui* と翻訳した。前者は、「ハルハはオイラトの意志に従い、同盟する気があるので、清朝は兵器の整備に怠慢してはいけない」という意味で、後者もほぼ同じ意味になっている。両氏は、ハルハ、オイラトが清朝と対立しているように理解した。

⁹ 命令書本文の書式は、宛先等が書かれた冒頭の文言、本文、文末の文言と日付といった4つの部分からなる。その詳細について、別紙をもって検討する。

史料3

マンジュ語テキスト

elhe taifin i gūsin nadaci naniya, ilan biyai juwan ninggun de , tulergi golo be dasara jurgan ci culgan de wasimbure hesei bithe be dorgi yamun de afabufi arabuki sembi seme wasimbufi, dehi uyun gūsai jasak sede wasimbure hesei bithe nadan, karun i tule tehe Kalkan sede wasimbure hesei bithe juwe seme bithesei Cišai doron gidaha bithe benjihebe. diyan ji hafan Santu alime gaifi, ambasa de alara jakade, monggo bade afabufi kooli songkoi arakini seme adaha bithei da Yenjana de afabuha be uthai banjibume arafi, ineku biyai orin duin de, aliha bithei da Isangga, Arantai, ashan i bithei da Loca, Butai, Galai, Simboo, Unda se tuwabume wasimbuhede, dele galai dasafi, ere songkoi ara sehebe gingguleme dahafi, adaha bithei da Yenjana de afabuha be uthai tanggūt bithei ilhi tacibure hafan bime icihiyara hafan Batulai emgi ubaliyambufi, lung jiyān hoošan de manju, monggo bithe kancime uyun arafi, hese tacibure boobai juwan jakūn gidafi, dehi uyun gūsai jasak sede wasimbure hesei bithe nadan, kalkan de wasimbure hesei bithe juwe seme tulergi golo be dasara jurgan i ashan i amban Mampi ambasai juleri niyakūrabufi afabuha. geli elhe taifin i gūsin nadaci aniya i culgan acara de ninggun ordus i wang sa ejen be dahalame Ulai aba de genere jakade, bahafi culgan acahakū. ishun aniya de acambi seme gamaha hesei bithe be gajifi afabuha bihe. gūsin jakūnci aniya, ninggun biyai ice ninggun de tulergi golo be dasara jurgan ci benjihe bithede, meni jurgan i aliha amban bime hiya be kadalara dorgi amban Bandi ninggun ordos i culgan de genembi, gamara hesei bithe arafi burao sehebe, adaha bithei da Adao, Rasi, ejeku hafan Beše se alime gaifi, aliha bithei de Isangga, ashan i bithei de Unda, Ciyanciboo, Empi sede alara jakade, culgan i baita, kemuni duleke aniyani fe baita be dahame, gajifi afabuha fe hesei bithe be bu sehe be ineku biyai juwan de tulergi golo be dasara jurgan i icihiyara hafan Jiyaliyang be ambasai juleri niyakūrabufi afabuha.¹⁰

和訳

康熙37年の3月16日(1698.4.26)に、理藩院は、会盟に公布する命令書を内閣に作成させるため皇帝に上奏して(許可を得てから当院の)筆貼式のCišaiが49旗のザサグラに下す「命令書」7通、哨所の外にあるハルハラに下す命令書2通を(作成するため)印鑑が押された書を持って(内閣にやって)きた。(それを)典籍官であるSantuが受け取り、私たち大臣らに報告すると、(私たち大臣は)モンゴル地域に交付する例に従って(命令書を)作成するように侍読学士のYenjanaに寄託した。(それを受けて彼は)すぐに作成した。(それを)同月の24日に内閣大学士のIsangga, Arantai、大学士のLoca, Butai, Galai, Simboo, Undaたちが確認して上奏した。皇帝が「このように書け」と命令した。命令に従って、侍読学士のYenjanaに(作成の件を)寄託した。(彼は)すぐに唐古忒学助教および朗中であるBatulaiと共に翻訳した。そして、龍黄箋紙に滿蒙併記で9通を作成し、hese tacibure boobai¹¹を18回押し、49旗に下す「命令書」7通、ハルハラに下す「命令書」2通があると理藩院の侍郎であるMampiを大臣である私たちの前に跪かせて交付した。その後、(理藩院は)康熙37年の会盟実施に当たって、オルドス6旗の王らが、皇帝に随行してUlaiの狩りに行くので、(今年はオルドスでは)会

¹⁰ 『蒙古堂檔』、第17巻、pp. 6-8。

¹¹ 印鑑の名称。モンゴル語でjarliy-iyar suryaqu boobai、漢語で「勅令之宝」という。

盟を実施せず、来年に実施すると（オルドスの会盟に公布する）命令書を（内閣に）取り戻した。康熙38年の6月6日に理藩院から送ってきた書に「我が衙門の尚書でもあり、また領侍衛内大臣でもあるBandiが6旗のオルドスの会盟にいくので、持っていく命令書を作成してくれ」と書いてあった。侍読学士のAdao、Rasi、主事のBeŝeoらが（その書を）受け取って、大学士のIsangga、学士のUnda、Ciyanciboo、Empiらに伝えたら、（大臣らは）「会盟の事はまた去年の往事であるため、（去年）取り戻した旧「命令書」を交付せよ」と言った。それで、同月の10日に理藩院の朗中Jiyaliyangを大臣である我らの前に跪けさせて（旧「命令書」を彼に）交付した。

この史料から命令書作成の経緯をまとめると以下の通りである。

まず、理藩院と内閣のやり取りについて、理藩院の役人が理藩院の印鑑の押された書を持って、内閣に命令書の本文の作成を依頼する。この印鑑が押された書に皇帝から承認をえた命令書の原稿が書かれているかどうかは不明だが、命令書の作成部数や宛先が書かれ、さらに、派遣される大臣のリストも書かれる場合がある。康熙37年の場合、内モンゴルに7通、ハルハに2通の計9通の命令書の作成が依頼された。つまり、内モンゴルでは7箇所、ハルハでは2箇所で開催された。

次に、内閣の役人が理藩院の依頼を受理して、内閣大学士や学士らに報告する。内閣大学士や学士らは、さらに担当の役人に命じて、内閣による原案を作成させる。その際、具体的な内容は不明であるが、必ずmonggo bade afabufi kooli＝「モンゴル地域に交付する例」に従って作成しなければならなかった。

第3に、内閣での原案が作成されると、大学士や学士たちはそれを確認してから皇帝に報告する。皇帝の検閲を経て、ようやく本文の作成の段階に入る。康熙37年の命令書はこのような経緯を経て作成されたのである。

第4に、皇帝の許可を得た後、命令書を翻訳する段階に入る。この段階までのすべてのやり取りがマンジュ語で行われる。

第5に、翻訳した後、本文と訳文が専用の用紙に書かれる。そして、hese tacibure boobai¹²の捺印をもって、命令書の作成を終える。命令書専用用紙に関して、モンゴル語で書かれた「命令書」作成の経緯記述部分にはyeke sira ejehe čayalsun およびsir-a ejehen、または、yeke sir-a čayalsunと書かれている。それに対して、マンジュ語で書かれた命令書作成経緯記述には一貫してlung jiyān hoošanと書かれている。これは漢語の「龍黄箋紙」にあたる。

第6に、出来上がった命令書を内閣大学士、学士たちが理藩院の役人や会盟に派遣される大臣に引き渡す。命令書作成過程における命令書作成依頼者、内閣の受取者、内閣の引き渡し者、引き渡し場所、命令書受取者を表で示すと以下のようになる。

¹² 捺印に当たって、康熙5年、康熙12年の「命令書」作成の経緯記述部分に、捺印するため、内閣の大臣が皇帝に上奏して許可を得たことが書かれている（モンゴル文『内秘書院檔』、第7巻、p. 67および『蒙古堂檔』、第1巻、pp. 114-115）。

表2

年代	「命令書」 作成依頼者	内閣の受取者	引き渡した者	引き渡し場所	「命令書」受取者
康熙5年	記述なし	記述なし	大学士3名、学士7名、 主事1名、典籍官1名	不明	理藩院尚書、主事1名
康熙9年	taciha hafan (博士)	学士2名、 主事1名	大学士3名、学士3名、 主事1名	内閣	理藩院侍郎1名
康熙12年	主事1名	学士1名、 主事1名	大学士4名、学士5名、 主事1名	内閣	理藩院尚書
康熙15年	筆貼式1名	学士1名	大学士、学士	内閣大臣室内 = sayid-un sayuqu ger-ün [dotor-a]	理藩院侍郎1名
康熙17年	筆貼式1名	典籍官2名	大学士3名、学士4名	内閣大臣室内 = sayid-un kereg ilyaqu ger-ün dotor-a	理藩院侍郎1名
康熙37年	筆貼式1名	典籍官1名	大学士、学士	内閣	理藩院侍郎1名
康熙41年	記述なし	侍読 学 士2 名、主事2名	内閣大臣ら (具体的 に不明)	内閣	理藩院尚書、内大臣1 名、領侍衛内大臣1名
康熙45年	記述なし	侍読 学 士1 名、主事1名	学士	午門の前 = u men i juleri	理藩院侍郎1名、学 士1名
康熙49年	記述なし	主事1名	学士1名	午門の前 = u men i juleri	都察院侍郎1名、学士 1名 (理藩院の役人な し)

表2から明らかであるように、命令書作成依頼者は理藩院だが、引き渡し先は必ずしも理藩院だとは限らない。これは、清朝が康熙17年に理藩院の大臣や役人に加えて、そのほかの大臣や役人を会盟に派遣するように決めたことに起因するものだと考えられる。康熙49年の命令書を受け取った都察院侍郎 Jangge は会盟に派遣された大臣の一人である¹³。

第7に、会盟が実施される年に何らかの原因で参加不能となった地域に対して、該当の命令書を理藩院ではなく、内閣に取り戻して保管させるのが原則であった。そして、そのまま会盟が行われる年に該当地域に公布する。康熙37年の例年の会盟にオルドス6旗は会盟を行わなかったため、該当の命令書が内閣に返還された。

一方、会盟に命令書を公布することが崇徳2年(1637)に義務化された¹⁴が、会盟に命令書が公布される場合に関するモンゴル貴族の対応について、すでに崇徳元年(1636)の時点で詳細な規定が制定されており、定められた儀礼を行って、それを迎えなければならなかった¹⁵。

以上いくつかの史料を具体的に取り上げて、命令書の作成から公布までの経緯を検討した。それをまとめると、命令書は、大きく内容の決定と本文の作成という2段階によって作成されるものだったといえる。第1段階において、命令書に記入する内容を理藩院が協議して決める。そして、それを皇帝に上奏して、内容を確定する。第2段階では、理藩院と内閣の部門間のやり取りが始まり、理藩院の担当者が理藩院の印鑑が押された書を持参して、内閣に命令書の作成依頼をする。依頼を受け取った内閣の担当者が数人の大学士や学士らにこの件を報告し、大学士らの指示で命令書の原案を

¹³ 『清実録』康熙49年3月12日(1710.4.10)の条より。

¹⁴ モンゴル文『内秘書院檔』、第1巻、p. 181を参照。

¹⁵ モンゴル文『内秘書院檔』、第1巻、pp. 93-95を参照。

作成する。そして、数人の大学士や学士らが同行して、作成された原案を再度皇帝に報告し、許可を得てから命令書専用の印鑑を押して、理藩院の大臣あるいは会盟に派遣される大臣にそれを引き渡す。

おわりに

本稿においては、清代の公文書の一つである「会盟に下した命令書」に焦点を当てて、まずいくつかの史料集から命令書に関する内容を表にまとめ、それに関する先行研究などを説明した。次に、命令書作成の経緯を具体的に分析した。命令書は、大きく2段階によって作成されるものであったことを確認した。第1段階において、命令書に記入する内容を理藩院が協議して決定し、さらに皇帝に報告して許可をえる。第2段階では、理藩院と内閣の部門間でやり取りが行われる。命令書作成の依頼を受けた内閣は、原案を作成し、皇帝に報告して許可を得てから、満蒙併記の形で本文を作成する。そして最後に、理藩院及び会盟に派遣される大臣を内閣に呼び出して引き渡す。本稿における命令書作成の経緯の分析は、異なる時期の史料を半ば強引に比較してしまった面もある。今後は関連史料を集め、さらなる解明に努めたい。

〔参考文献〕

<史料>

Dayičing gürün-ü Dotoyadu yamun-u mongyol bičing-ün ger-ün dangsa (『清内閣蒙古堂档』) (全2巻), Öbör mongyol-un arad-un keblel-ün qoriy-a, 2005.

Dayičing gürün-ü ekin üy-e-yin yadayadu mongyol-un törö-yi jasaqu yabudal-un yamun-u manju mongyol ayiladqal-un debter-üd (『清朝前期理藩院滿蒙文題本』) (全24巻)、内蒙古人民出版社、2010。

Čing ulus-un dotoyadu narin bičig-ün yamun-u mongyol dangsa ebkemel-ün emkidkel (『清内秘書院蒙古文档案汇编』) (全7巻), Öbör mongyol-un arad-un keblel-ün qoriy-a, 2003.

『清実録』(全六十冊)、中華書局、1985-1987。(印影本)

<研究書>

<日本語文献>

岡洋樹『清代モンゴル盟旗制度の研究』、東方書店、2007。

楠木賢道『清初対モンゴル政策史の研究』、汲古書院、2009。

田山茂『清代における蒙古の社会制度』、文京書院、1954。

萩原守『清代モンゴルの裁判と裁判文書』、創文社、2006。

二木博史「清代ハルハ・モンゴルの平民・奴隸の諸義務 (Alba) について: 18~19世紀前半のトゥシェートウ・ハン・アイマク、セチェン・ハン・アイマクの事例を中心に」『アジア・アフリカ言語文化研究所通信』(45)、東京外国語大学、pp. 36-38、1982。

同「旗内における平民の貢租・賦役負担—清代ハルハ・モンゴルの場合—」『内陸アジア史研究』創刊号、pp. 25-40、1984。

ワンチャンチン

王長青「康熙六年『蒙古律書』について」『日本モンゴル学会紀要』(41)、pp. 67-81、2011。

<モンゴル語文献>

Erkimtü : *Mongyol-iyar orčiγuluγsan Dayičing gürin-ü ekin-ü üy-e-yin γadaγadu mongyol-un törö-yi jasaqu yabudal-un yamun-u manju ayiladqal-ud* — *Eyeber jasaγči, Engke Amuγulang, Öbör mongyol-un arad-un keblel-ün qoriya*, 2013.

<中国語文献>

乌云毕力格、宋瞳「关于清代内札萨克蒙古盟的雏形——以理藩院满文题本为中心」『清史研究』2011年第4期、pp. 27-34。

赵文田点校『钦定大清会典事例 理藩院』、中国藏学出版社、2006。

同点校『乾隆朝内附抄本《理藩院则例》』、中国藏学出版社、2006。

<欧文文献>

Dalizhabu : Four Manchu official memorials on the Čaqar jasaγ qosiγu, *Quaestiones Mongolorum disputatae*, No. 7, pp. 21-37, 2011.

SUMMARY

In this article, “Decrees Against Assemblies of Mongolian Princes”, one of the imperial decrees of Qing Dynasty, was analyzed. Firstly, the contents of decrees concluded from related historical materials and previous researches were described. Secondly, procedures of issuing imperial decrees against assemblies of Mongolian princes (*čiγulγan-du bayulγaysan jarliy-un bičig*) were described and clarified that the decrees were created in two steps. First, officials of the Lifanyuan prepared the contents of a decree and reported it to the throne for permission. After the emperor’s approval, the Lifanyuan and departments of the Neige (Grand Secretariat) consulted and prepared for the decree. The Neige (Grand Secretariat) prepared a draft and it should be reported to the throne and the text should be written in both Manchu and Mongolian language after the final permission by the emperor. Finally, after the Imperial Seal was stamped, the decree was delivered to a minister of the Neige (Grand Secretariat) dispatched by the Lifanyuan and the assembly.